

事故・不祥事案発生時の報告について

特定教育・保育施設等において、事故・不祥事案が発生した場合は、市へ電話で報告した後、速やかに事故報告書を提出してください。

【報告の対象となる事故等の範囲】

(1) 利用者のけが又は死亡事故

- 施設内における事故等のほか、送迎等の間の事故等を含むものとする。
- 「けが」とは、転倒若しくは転落に伴う骨折若しくは出血（傷口の縫合等をしたもの）、火傷、誤嚥、誤薬等により医療機関において治療又は入院をしたものをいう。
（誤薬については、医療機関受診の有無にかかわらず報告をお願いします。）
- けが又は死亡事故については、施設等の責任及び過失の有無は問わず、利用者の自己責任及び第三者の過失によるものを含むものとする。
- 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるときは報告するものとする。

(2) 感染症若しくは食中毒の発生又はそれらが疑われる事例

「感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定するもののうち、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者（医療機関に入院した者をいう。）が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設等の長が報告を必要と認めた場合
- エ 関連する法令に届出義務が規定されているときは、これに従うものとする。

(3) 利用者の行方不明

- 行方不明となったその当日中に発見できなかった場合
- 警察に捜索願を届け出た場合

(4) 職員又は従業員の法令違反、不祥事等

(5) 火災、地震、風水害その他これらに類する災害による被害

(6) その他、利用者の処遇に著しい影響を与える等の報告が必要と認められる事故等

例：食物アレルギーの原因食物の誤食

自動車への置き去り事故→送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（以下「安全装置」）の装備が義務付けられている自動車は以下のア及びイの双方に該当する場合、安全装置の装備が義務付けられていない自動車は以下のアに該当する場合に報告すること。

- ア 点呼等による所在確認の不実施による事故
- イ 安全装置の不適切な運用や故障等による事故

※該当する事故等が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族に連絡するとともに、市へ電話で報告した後、事故報告書を書面（FAX 含む）で提出してください。

【報告先】

八戸市こども健康部 こども未来課 認可監査グループ

電話 43-9527

FAX 43-2144

メール kodomo@city.hachinohe.aomori.jp

■**感染症、食中毒**の場合は、八戸市保健所への報告をあわせて行うこと

※八戸市保健所（下記担当課）⇒ こども未来課 の順で報告

感染症：八戸市こども健康部 保健予防課 電話 38-0716 FAX 38-0736

食中毒：八戸市こども健康部 衛生課 電話 38-0720

【重大事故・自動車への置き去り事故の場合の報告】

重大事故・自動車への置き去り事故が発生した場合は、市様式での報告に加え、国様式での報告も必要となります。

【重大事故とは】

- 死亡事故
- 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- 治療に要する期間が 30 日以上を負傷、疾病を伴う重篤な事故、児童が骨折した場合等

※治療期間が 30 日以上か不明な場合、下記のとおり第 1 報を提出してください。その後、治療期間が 1 カ月未満となることがわかった場合はその旨を当課にご連絡ください。この場合は重大事故扱いではなくなるため、第 2 報は不要になります。治療期間が 1 カ月以上かかる場合、第 2 報の提出が必要になります。

【自動車への置き去り事故】

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（以下「安全装置」）の装備が義務付けられている自動車は以下のア及びイの双方に該当する場合、安全装置の装備が義務付けられていない自動車は以下のアに該当する場合に報告すること。

- ア 点呼等による所在確認の不実施による事故
- イ 安全装置の不適切な運用や故障等による事故

第 1 報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）

市様式：全ての項目を記入して報告してください。

国様式：第 1 報は、様式 表面のみについて報告してください。

※PDF には変換せず、EXCEL ファイルのまま提出してください。

※発生時の状況図（写真等を含む。）を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

第 2 報：原則 1 ヶ月以内（市様式の提出は不要）

国様式：全ての箇所（様式 表・裏面の両方）について報告してください。

※事故発生の要因分析や検証等に時間を要する場合は、ご連絡ください。

【報告先】

八戸市こども健康部 こども未来課 認可監査グループ

電話 4 3 - 9 5 2 7

F A X 4 3 - 2 1 4 4

メール kodomo@city.hachinohe.aomori.jp

【報告の手順】

- ① こども未来課に電話で事故の報告をしてください。
- ② 電話での報告後、メールで国様式（Excel データ）をこども未来課まで提出してください。

※PDF にせず、Excel の形式のまま提出してください。

提出先メールアドレス：kodomo@city.hachinohe.aomori.jp（課代表アドレス）

提出された報告書は、市から県又は国へ提出します。

【休庁日であっても第 1 報が必要なもの】

次の事故等の場合は、休庁日にあっても速やかに、深夜にあっては翌朝、市へ電話で報告した後、事故報告書を提出してください。

- ① サービス提供時の利用者の死亡事故、疾病を伴う重篤な事故、骨折（重大事故）
- ② 自動車への置き去り事故
- ③ 感染症
 - ・ 同一の感染症又はそれらによると疑われる死亡者、重篤患者が 1 週間以内に 2 名以上発生した場合
 - ・ 同一の感染症の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ・ 特に施設等の長が報告を必要と認めた場合
- ④ 食中毒
- ⑤ 利用者の行方不明
 - ・ 行方不明の当日中に発見できない場合
 - ・ 警察に捜索願を提出した場合
- ⑥ 火災（消防機関に出動を要請した場合）
- ⑦ その他報道された事案（今後報道される可能性のある事案を含む。）
 - ・ 利用者に対する虐待、法令遵守違反など

【休庁日における報告先】

八戸市代表連絡先 電話 43-2111

※巡視で一旦電話を受け、こども未来課担当職員から施設へ折り返し連絡いたします。

※感染症、食中毒の場合は八戸市保健所（下記担当課）への連絡も必要となることから、巡視にその旨を伝えること。

■感染症：八戸市こども健康部 保健予防課

■食中毒：八戸市こども健康部 衛生課

様式は、市ホームページに掲載しています。

[トップページ](#) > [子育て・学校](#) > [子育て](#) > [子育て関連施設](#) > [事業者関係様式](#)